

議第169号 京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の制定についてに対する一部修正案(新旧対照表)

修正前 (市長案)	修正後 (共産党案)
<p>京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条～<u>第7条</u>)</p> <p>第2章 住宅宿泊事業の適正な運営 (<u>第8条</u>～<u>第16条</u>)</p> <p>第3章 雑則 (<u>第17条</u>～<u>第21条</u>)</p> <p>第4章 罰則 (<u>第22条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、住宅宿泊事業法(以下「法」という。)に基づく住宅宿泊事業の運営に関し、その基本理念を定め、並びに本市、住宅宿泊事業者その他の住宅宿泊事業に携わる者、<u>宿泊者及び市民</u>の責務を明らかにするとともに、法第18条の規定に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する事項その他の本市における住宅宿泊事業の適正な運営の確保を図るために必要な事項を定めることにより、<u>宿泊者及び市民</u>の双方にとって安全かつ安心で良好な環境を確保するとともに、<u>宿泊者に対し質の高いおもてなしを提供することができる環境を形成し、もって国際文化観光都市としての本市の持続的な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><del>(7) 認定京町家事業 京都市京町家の保全及び継承に関する条例第2条第1号に規定する京町家(以下「京町家」という。)において営まれる住宅宿泊事業のうち、別に定める要件を備</del></p>	<p>京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条～<u>第6条</u>)</p> <p>第2章 住宅宿泊事業の適正な運営 (<u>第7条</u>～<u>第15条</u>)</p> <p>第3章 雑則 (<u>第16条</u>～<u>第20条</u>)</p> <p>第4章 罰則 (<u>第21条</u>)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、住宅宿泊事業法(以下「法」という。)に基づく住宅宿泊事業の運営に関し、その基本理念を定め、並びに本市、住宅宿泊事業者その他の住宅宿泊事業に携わる者<u>及び</u>宿泊者の責務を明らかにするとともに、法第18条の規定に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する事項その他の本市における住宅宿泊事業の適正な運営の確保を図るために必要な事項を定めることにより、<u>市民及び宿泊者</u>の双方にとって安全かつ安心で良好な環境を確保し、<u>もって市民生活の向上と国際文化観光都市としての本市の持続的な発展に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(削除)</p>

~~えているものとして、市長が認定したものをいう。~~

(8) (略)

(基本理念)

第3条 (略)

(1) 住宅宿泊事業は、宿泊が旅行の行程を構成する重要な要素であることに鑑み、国内外から本市を訪れる宿泊者をあたたかく迎える心を持って運営されなければならないこと。

(2) 住宅宿泊事業は、宿泊者及び市民にとって安全かつ安心なものとなるよう運営されなければならないこと。

(3) 住宅宿泊事業は、地域の生活環境との調和に配慮して運営されなければならないこと。

(4) (略)

(住宅宿泊事業者等の責務)

第5条 住宅宿泊事業者(届出予定者を含む。)その他の住宅宿泊事業に携わる者(以下この条において「住宅宿泊事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し本市の施策に協力しなければならない。

2・3 (略)

~~(市民の責務)~~

~~第7条 市民は、基本理念にのっとり、住宅宿泊事業を利用する宿泊者をあたたかく迎えるための本市の施策に協力するよう努めなければならない。~~

~~2 市民は、基本理念にのっとり、適正に運営されていない住宅宿泊事業を是認し、又は助長することのないよう配慮するとともに、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し本市の施策に協力するよう努めなければならない。~~

(事前の掲示及び説明等)

第8条 (略)

(1)~(5) (略)

(新設)

(7) (略)

(基本理念)

第3条 (略)

(1) 住宅宿泊事業は、市民及び宿泊者にとって安全かつ安心なものとなるよう運営されなければならないこと。

(2) 住宅宿泊事業は、地域の生活環境との調和に配慮して運営されなければならないこと。

(3) 住宅宿泊事業は、宿泊が旅行の行程を構成する重要な要素であることに鑑み、国内外から本市を訪れる宿泊者をあたたかく迎える心を持って運営されなければならないこと。

(4) (略)

(住宅宿泊事業者等の責務)

第5条 住宅宿泊事業者(届出予定者を含む。)その他の住宅宿泊事業に携わる者(以下この条において「住宅宿泊事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、住宅宿泊事業の適正な運営を確保しなければならない。

2・3 (略)

(削除)

(事前の掲示及び説明等)

第7条 (略)

(1)~(5) (略)

(6) 法第11条第1項の規定により住宅宿泊事業者が住宅宿泊

(新設)

(6) (略)

2 (略)

3 届出予定者は、法第3条第1項の規定による届出をしようとする住宅が存する地域の住民組織（京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第3号に規定する地域自治を担う住民組織をいう。~~第11条第3項において同じ。~~）を構成する団体として同号イに規定する団体又は周辺住民若しくは近隣住民から、当該届出をしようとする住宅において営もうとする住宅宿泊事業について説明会の開催又は個別の説明をするよう求めがあったときは、当該求めに真摯に応じるよう努めなければならない。

(届出の際に行う報告等)

第9条 届出予定者は、法第3条第1項の規定による届出をする際に、当該届出をしようとする住宅ごとに、別に定めるところにより、次に掲げる事項を市長に報告しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 第12条第1項の規定により代理人を選任しなければならない届出予定者にあつては当該代理人の氏名、住所及び連絡先（法人にあつては、名称及び代表者名、主たる事務所の所在地並びに連絡先）、同条第2項の規定により代理人の選任を要しない届出予定者にあつては日本における代表者の氏名、住所及び連絡先

~~(5) 第12条第4項ただし書の規定により面接以外の方法によ~~

管理業務を委託しようとする場合においては、当該住宅宿泊管理業務を委託しようとする住宅宿泊管理者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）及び連絡先

(7) 住宅宿泊管理者が住宅宿泊管理業務の一部を他の者に対し委託しようとする場合においては、当該住宅宿泊管理業務の一部を委託しようとする者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）及び連絡先

(8) (略)

2 (略)

3 届出予定者は、法第3条第1項の規定による届出をしようとする住宅が存する地域の住民組織（京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第3号に規定する地域自治を担う住民組織をいう。）を構成する団体として同号イに規定する団体又は周辺住民若しくは近隣住民から、当該届出をしようとする住宅において営もうとする住宅宿泊事業について説明会の開催又は個別の説明をするよう求めがあったときは、当該求めに応じなければならない。

(届出の際に行う報告等)

第8条 届出予定者は、法第3条第1項の規定による届出をする際に、当該届出をしようとする住宅ごとに、別に定めるところにより、次に掲げる事項を書面により市長に報告しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 第11条第1項の規定により代理人を選任しなければならない届出予定者にあつては当該代理人の氏名、住所及び連絡先（法人にあつては、名称及び代表者名、主たる事務所の所在地並びに連絡先）、同条第2項の規定により代理人の選任を要しない届出予定者にあつては日本における代表者の氏名、住所及び連絡先

(削除)

り本人確認及び人数確認を行うときは、その方法

(6) 現地対応管理者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）

~~(7) 現地対応管理者が駐在する場所並びに当該場所から当該届出をしようとする住宅への移動に要する時間及び当該移動のための交通手段~~

(8) （略）

(9) （略）

(10) （略）

(11) （略）

（新設）

2 （略）

(1)～(3) （略）

~~(4) 当該届出に係る住宅宿泊事業が認定京町家事業として実施しようとするものであるときは、認定京町家事業として市長の認定を受けていることを証する書類~~

(5) 第12条第1項の規定により代理人を選任したときは、その代理権を証する書類

~~(6) 当該届出をしようとする住宅の周辺の地図（当該届出をしようとする住宅の内部に現地対応管理者を駐在させないときは、現地対応管理者が駐在する場所から当該届出をしようとする住宅への移動の経路を示したものに限る。）~~

(7) （略）

（新設）

（新設）

(5) 現地対応管理者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）及び住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理業者又は住宅宿泊管理業務の一部の委託を受けた者の別

（削除）

(6) （略）

(7) （略）

(8) （略）

(9) （略）

(10) 前各号に掲げるもののほか、別に定める事項

2 （略）

(1)～(3) （略）

（削除）

(4) 第11条第1項の規定により代理人を選任したときは、その代理権を証する書類

(5) 当該届出をしようとする住宅の周辺の地図

(6) （略）

(7) 共同住宅に存する住宅において住宅宿泊事業を営もうとする場合を除き、近隣住民が、当該届出をしようとする住宅において住宅宿泊事業を営むことにつき承諾をしていることを証する書類として別に定めるもの

(8) 当該届出をしようとする住宅が存する建築物が2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有

(新設)

(新設)

3 第1項の規定による報告をした者は、同項第3号から第5号まで、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があったときはその日から30日以内に、同項第6号又は第7号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を書面により市長に報告しなければならない。

4 第2項第5号から第7号までに掲げる書類を市長に提出した者は、同項第5号又は第7号に掲げる書類に記載された事実に変更があったときはその日から30日以内に、~~同項第6号に掲げる書類に記載された事実~~（同号に規定する駐在する場所又は移動の経路に限る。）を変更しようとするときはあらかじめ、変更後の書類を市長に提出しなければならない。

5・6 (略)  
(法第18条の規定に基づく住宅宿泊事業の実施の制限)

第10条 (略)

区	域	期 間
都市計画法第8条第1項第1号に規定する		3月16日正

法」という。)第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。)の所有に係るものである場合であつて、区分所有法第30条第1項の規定により定められた規約(以下「規約」という。)により、当該住宅において住宅宿泊事業を営むことが認められているときは、当該規約の写し

(9) 当該届出をしようとする住宅が存する建築物が2以上の区分所有者の所有に係るものである場合であつて、規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがないときは、当該建築物の管理を行うために区分所有法第3条の規定により構成された団体が、当該住宅において住宅宿泊事業を営むことにつき承諾をしていることを証する書類として別に定めるもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、別に定める書類

3 第1項の規定による報告をした者は、同項第3号、第4号、第6号又は第7号に掲げる事項に変更があったときはその日から30日以内に、同項第5号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を書面により市長に報告しなければならない。同項第10号に掲げる事項に係る変更にあつては、別に定めるところにより、市長に報告しなければならない。

4 第2項第4号又は第6号から第10号までに掲げる書類を市長に提出した者は、同項第4号又は第6号から第9号までに掲げる書類に記載された事実に変更があったときはその日から30日以内に、同項第10号に掲げる書類に記載された事実に変更があったときは別に定めるところにより、変更後の書類を市長に提出しなければならない。

5・6 (略)  
(法第18条の規定に基づく住宅宿泊事業の実施の制限)

第9条 (略)

区	域	期 間
都市計画法第8条第1項第1号に規定する		4月1日正午

第1種低層住居専用地域，第2種低層住居専用地域，第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	午から翌年1月15日正午まで
----------------------------------------------------	----------------

第1種低層住居専用地域，第2種低層住居専用地域，第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	から翌年4月1日正午まで
建築物の敷地の区域であって、当該敷地（当該敷地が届出住宅の占有者以外の者が主として占有する部分又は他の敷地の占有者との共用に供されている部分を含むものであるときは、当該部分を除く。）が接する道が、幅員が4メートル未満の袋路状の道（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）のみ又は幅員が1.8メートル未満の道のみであるもの	4月1日正午から翌年4月1日正午まで
旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の境界線からの水平距離が110メートルの範囲内の区域	月曜日の正午から金曜日の正午まで

2 (略)

(法第18条の規定に基づく住宅宿泊事業の実施の制限の適用除外)

第11条 前条の規定は、次に掲げる住宅宿泊事業については、適用しない。

(1) 法第11条第1項ただし書，第1号及び第2号のいずれにも該当しない住宅宿泊事業者であって、次に掲げる要件を満たすものが営む住宅宿泊事業

ア 当該住宅宿泊事業を営む届出住宅を現に生活の本拠として使用していること。

イ 当該届出住宅を生活の本拠として使用することを始めた日から法第3条第1項の規定による届出をする日までの期間が3箇月を超えること。

2 (略)

(法第18条の規定に基づく住宅宿泊事業の実施の制限の適用除外)

第10条 前条の規定は、法第11条第1項ただし書，第1号及び第2号のいずれにも該当しない住宅宿泊事業者であって、次に掲げる要件を満たすものが営む住宅宿泊事業については、適用しない。

(1) 当該住宅宿泊事業を営む届出住宅を現に生活の本拠として使用していること。

(2) 当該届出住宅を生活の本拠として使用することを始めた日から法第3条第1項の規定による届出をする日までの期間が1年を超えること。

~~(2) 認定京町家事業であって、その宿泊の形態が、1回の宿泊について、9人以下で構成される1組に限られるもの~~  
~~2 前項第2号の規定により前条の規定の適用を受けない住宅宿泊事業を営む住宅宿泊事業者(当該住宅宿泊事業者が法第11条第1項の規定により届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託した場合にあっては、当該住宅宿泊管理業者を含む。次項、次条第3項から第7項まで、第13条第2項、第14条、第15条、第17条、第18条及び第20条において同じ。)は、宿泊者に対し、その届出住宅の内部において、面接の方法により、当該届出住宅の由来及び京町家としての特徴並びに当該届出住宅において受け継がれてきた生活文化を説明しなければならない。~~

(削除)

~~3 第1項第2号の規定により前条の規定の適用を受けない住宅宿泊事業を営む住宅宿泊事業者は、その届出住宅に係る住宅宿泊管理業務が住宅宿泊管理業者により行われるときは、当該届出住宅が存する地域の住民組織との間に信頼関係を構築することができる範囲として市長が認める範囲内に当該届出住宅の現地対応管理者を置かなければならない。~~

(削除)

(住宅宿泊事業の適正な実施)

第12条 (略)

2 (略)

3 住宅宿泊事業者は、その届出住宅に宿泊することの申込みを受け、これを承諾するときは、当該申込みをした者(代理人を通じて当該申込みをした場合にあつては、当該代理人)に対し、当該申込みをした者が当該届出住宅に到着することを容易にするために必要な情報として別に定めるものを必要な時点までに提供しなければならない。

(住宅宿泊事業の適正な実施)

第11条 (略)

2 (略)

3 住宅宿泊事業者(当該住宅宿泊事業者が法第11条第1項の規定により届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託した場合にあっては、当該住宅宿泊管理業者を含む。次項から第7項まで、第12条第2項、第13条、第14条、第16条、第17条及び第19条において同じ。)は、その届出住宅に宿泊することの申込みを受け、これを承諾するときは、当該申込みをした者(代理人を通じて当該申込みをした場合にあつては、当該代理人)に対し、当該申込みをした者が当該届出住宅に到着することを容易にするために必要な情報として別

4 住宅宿泊事業者は、届出住宅の内部において、面接の方法により、全ての宿泊者の本人確認及び人数確認をしなければならない。ただし、~~面接と同等の方法として市長が認める方法により全ての宿泊者の本人確認及び人数確認を行うときは、この限りでない。~~

5・6 (略)

7 住宅宿泊事業者は、届出住宅に係る住宅宿泊管理業務が住宅宿泊管理業者により行われるときは、当該届出住宅に人を宿泊させる間、現地対応管理者を、当該届出住宅若しくは当該届出住宅が存する建築物の内部又は当該届出住宅におおむね10分以内に到着することができる場所（以下この項において「現地対応管理者待機場所」という。）に駐在させなければならない。ただし、~~現地対応管理者待機場所に現地対応管理者を駐在させた場合と同等以上の水準で周辺住民からの苦情及び問合せに対応することができ、かつ、緊急の事態にも対応することができる~~と市長が認めるときは、~~当該届出住宅に市長が認める時間以内に到着することができる場所に現地対応管理者を駐在させることをもって代えることができる。~~

(衛生設備及び衛生に必要な措置)

第13条 (略)

(共同住宅に存する届出住宅等における住宅宿泊事業の適正な実施)

第14条 (略)

2 届出住宅が存する建築物の敷地（当該敷地が届出住宅の占有者以外が主として占有する部分又は他の敷地の占有者との共用に供されている部分を含むものであるときは、当該部分を除く。第1号において同じ。）が接する道が、幅員が4メートル未満の袋路状の道（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下同じ。）のみであるときは、当該届出住宅において住宅宿泊

に定めるものを必要な時点までに提供しなければならない。

4 住宅宿泊事業者は、届出住宅の内部において、面接の方法により、全ての宿泊者の本人確認及び人数確認をしなければならない。

5・6 (略)

7 住宅宿泊事業者は、届出住宅に係る住宅宿泊管理業務が住宅宿泊管理業者により行われるときは、当該届出住宅に人を宿泊させる間、現地対応管理者を、当該届出住宅又は当該届出住宅が存する建築物の内部に駐在させなければならない。

(衛生設備及び衛生に必要な措置)

第12条 (略)

(共同住宅に存する届出住宅における住宅宿泊事業の適正な実施)

第13条 (略)

2 届出住宅が共同住宅に存する場合であって、当該届出住宅に係る住宅宿泊管理業務が住宅宿泊管理業者により行われるときは、第11条第7項の規定にかかわらず、住宅宿泊事業者は、当該届出住宅に人を宿泊させる間、現地対応管理者を、当該届出住宅の内部に駐在させなければならない。

事業を営む住宅宿泊事業者は、次に掲げる事項（住宅宿泊管理業者にあつては、第1号に掲げる事項を除く。）を遵守しなければならない。

(1) ~~当該届出住宅が存する建築物の敷地が接する袋路状の道と他の道路とが接続する部分の付近の見やすい場所に、宿泊をしようとする者が当該届出住宅の正確な位置を識別するために必要な事項として別に定めるものを、掲示に必要な権原を取得したうえで掲示するよう努めること。~~

(2) ~~当該袋路状の道に接する敷地（当該敷地が当該袋路状の道に接する他の敷地の占有者との共用に供されている部分を含むものであるときは、当該共用に供されている部分を除く。次号において同じ。）に存する当該届出住宅以外の建築物の占有者に対し、別に定めるところにより、各営業目における宿泊者の有無及び宿泊をしようとする者の数を事前に周知すること。~~

(3) ~~第12条第4項の規定による本人確認を行う際に、全ての宿泊者に対し、当該届出住宅の宿泊者であることを示す事項として別に定めるものを記載した証明書の交付をするとともに、当該袋路状の道を通行するときは、当該証明書（電磁的証明書を提供された場合にあつては、当該電磁的証明書を表示することができる機器）を携帯し、当該袋路状の道に接する敷地に存する当該届出住宅以外の建築物の占有者その他の関係者に提示することができるようにするよう求めること。~~

（避難通路の幅員が1.5メートル未満である届出住宅における住宅宿泊事業の適正な実施）

第15条 （略）

(1) （略）

(2) ~~当該届出住宅に係る住宅宿泊管理業務が住宅宿泊管理業者により行われるときは、当該届出住宅が存する町（京都市区の所管区域条例に規定する町をいう。）内又は災害時における~~

（避難通路の幅員が1.5メートル未満である届出住宅における住宅宿泊事業の適正な実施）

第14条 （略）

(1) （略）

（削除）

宿泊者の安否の確認及び避難誘導を適切に行うことができる範囲として市長が認める範囲内に現地対応管理者を置くこと。

(3) (略)

(4) (略)

(定期報告の際に行う報告及び提出書類)

第16条 (略)

2 住宅宿泊事業者は、法第3条第1項の規定による届出をした後初めて第9条第1項第9号の規定により報告した方法により住宅宿泊事業の実施に伴って生じた廃棄物の処理をしたときは、その処理をした日以後最初に行う法第14条の規定による報告の際に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

3 第9条第3項の規定による報告(同条第1項第9号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)をした者は、当該報告の後初めて変更後の方法により廃棄物の処理をした後最初に行う法第14条の規定による報告の際に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(勧告及び命令)

第17条 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第18条 (略)

(届出の状況の公表)

第19条 (略)

(命令の公表)

第20条 市長は、住宅宿泊事業者に対し、法第15条、第16条第1項若しくは第2項若しくは第42条第2項又はこの条例第17条第2項の規定による命令をしたときは、次に掲げる事

(2) (略)

(3) (略)

(定期報告の際に行う報告及び提出書類)

第15条 (略)

2 住宅宿泊事業者は、法第3条第1項の規定による届出をした後初めて第8条第1項第7号の規定により報告した方法により住宅宿泊事業の実施に伴って生じた廃棄物の処理をしたときは、その処理をした日以後最初に行う法第14条の規定による報告の際に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

3 第8条第3項の規定による報告(同条第1項第7号に掲げる事項の変更に係るものに限る。)をした者は、当該報告の後初めて変更後の方法により廃棄物の処理をした後最初に行う法第14条の規定による報告の際に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

(勧告及び命令)

第16条 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第17条 (略)

(届出の状況の公表)

第18条 (略)

(命令の公表)

第19条 市長は、住宅宿泊事業者に対し、法第15条、第16条第1項若しくは第2項若しくは第42条第2項又はこの条例第16条第2項の規定による命令をしたときは、次に掲げる事

項を公表することができる。

(1)～(4) (略)

(委任)

第21条 (略)

(過料)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第9条第1項若しくは第3項又は第16条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第9条第2項若しくは第4項から第6項まで又は第16条第2項若しくは第3項の規定による書類の提出をせず、又は虚偽の書類の提出をした者
- (3) 第17条第2項の規定による命令に違反した者
- (4) 第18条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者（宿泊者を除く。）

附 則

(経過措置)

- 2 当分の間、法第3条第1項の規定による届出をしようとする者は、当該届出をする際に、当該届出をする日前3箇月間において、当該届出をしようとする住宅に宿泊料を受けて人を宿泊させた事実の有無を市長に報告しなければならない。
- 3 法附則第2条第1項前段の規定により法第3条第2項及び第3項の規定の例により行う届出をしようとする者は、第8条及び第9条の規定の例により、事前の掲示及び説明等並びに届出の際に行う報告等を行わなければならない。この場合において、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項を公表することができる。

(1)～(4) (略)

(委任)

第20条 (略)

(過料)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第8条第1項若しくは第3項又は第15条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第8条第2項若しくは第4項から第6項まで又は第15条第2項若しくは第3項の規定による書類の提出をせず、又は虚偽の書類の提出をした者
- (3) 第16条第2項の規定による命令に違反した者
- (4) 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者（宿泊者を除く。）

附 則

(経過措置)

- 2 当分の間、法第3条第1項の規定による届出をしようとする者は、当該届出をする際に、当該届出をする日前1年間において、当該届出をしようとする住宅に宿泊料を受けて人を宿泊させた事実の有無を市長に報告しなければならない。
- 3 法附則第2条第1項前段の規定により法第3条第2項及び第3項の規定の例により行う届出をしようとする者は、第7条及び第8条の規定の例により、事前の掲示及び説明等並びに届出の際に行う報告等を行わなければならない。この場合において、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 8 条 第 1 項 各 号 列 記 以 外 の 部 分	法 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 届 出 を し よ う と す る 日 の 2 0 日 前	平 成 3 0 年 5 月 2 6 日
第 9 条 第 1 項 各 号 列 記 以 外 の 部 分	別 に 定 め る と こ ろ に よ り, 次 に 掲 げ る	第 1 号 に 掲 げ る 事 項 に あ っ て は 前 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 掲 示 及 び 同 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 説 明 を 行 っ た 後 速 や か に, 第 2 号 か ら 第 1 1 号 ま で に 掲 げ る 事 項 に あ っ て は 当 該 届 出 を す る 際 に, 当 該

4 法附則第 2 条第 1 項前段の規定により法第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定の例により行う届出に係る住宅宿泊事業に関する第 1 1 条第 1 項第 1 号イの規定の適用については、同号中「法第 3 条第 1 項の規定による届出をする日まで」とあるのは、「平成 3 0 年 6 月 1 5 日まで」とする。

(検討)

5 市長は、この条例の施行後 3 年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

第 7 条 第 1 項 各 号 列 記 以 外 の 部 分	法 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 届 出 を し よ う と す る 日 の 2 0 日 前	平 成 3 0 年 5 月 2 6 日
第 8 条 第 1 項 各 号 列 記 以 外	別 に 定 め る と こ ろ に よ り, 次 に 掲 げ る	第 1 号 に 掲 げ る 事 項 に あ っ て は 前 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 掲 示 及 び 同 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 説 明 を 行 っ た 後 速 や か に, 第 2 号 か ら 第 1 0 号 ま で に 掲 げ る 事 項 に あ っ て は 当 該 届 出 を す る 際 に, 当 該

4 法附則第 2 条第 1 項前段の規定により法第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定の例により行う届出に係る住宅宿泊事業に関する第 1 0 条第 2 号の規定の適用については、同号中「法第 3 条第 1 項の規定による届出をする日まで」とあるのは、「平成 3 0 年 6 月 1 5 日まで」とする。

(検討)

5 市長は、この条例の施行後 1 年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。